議案第43号

ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 3月 4日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

ひたちなか市奨学資金貸与条例(平成10年条例第13号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2号中「高等専門学校」の次に「,高等学校の専攻科」を加え、同条第3号中「専修学校」を「高等学校の専攻科,専修学校」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高等学校の専攻科 学校教育法第58条第1項及び第2項に規定する高 等学校の専攻科をいう。

第3条第1項第1号中「第5学年」の次に「,高等学校の専攻科」を加え,同項第3号中「保護者」を「父母等(当該生徒又は学生が成年に達していない場合にあってはその保護者」に改め,「いう」の次に「。以下この号において同じ。),当該生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生が成年に達した日においてその保護者であった者をいう」を加え,同条第2項第1号中「専修学校」を「高等学校の専攻科,専修学校」に改め,同項第3号中「保護者」を「父母等」に改める。

第4条第1項の表中

高等専門学校の第4学年及び第5学年 月額20,000円

」を

高等専門学校の第4学年及び第5学年月額20,000円高等学校の専攻科月額30,000円

1 に

改め、同条第2項の表中

Γ

Γ

専修学校の専門課程 300,000円

| を

高等学校の専攻科	200,	0 0 0 円
----------	------	---------

					-			
#	1.6	~~~	444	T	#	HН	会田	程
≖	11/念		$\Lambda \sim$	(/)	些	ΗН	記集	石士

3 0 0, 0 0 0 円

」に

改める。

第9条第3号中「保護者」を「父母等」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号、 同条第2項第3号及び第9条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の第2条第3号,第3条第2項第1号及び第4条第2項の表の規定(高等学校の専攻科に係る部分に限る。)は,令和7年4月1日以後における高等学校の専攻科への入学に係る入学準備金の貸与について適用する。

No. 1 新 旧 備考 (定義) (定義) |第2条||この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め||第2条||この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。 るところによる。 (1) 奨学資金 奨学金又は入学準備金をいう。 (1) 奨学資金 奨学金又は入学準備金をいう。 (2) 奨学金 高等専門学校、専修学校又は大学における修学に要する学 (2) 奨学金 高等専門学校,高等学校の専攻科,専修学校又は大学にお ける修学に要する学資その他の費用に充てるために貸与する資金をい 資その他の費用に充てるために貸与する資金をいう。 う。 (3) 入学準備金 専修学校又は大学への入学に要する入学金その他の一 (3) 入学準備金 高等学校の専攻科, 専修学校又は大学への入学に要す 時的な費用に充てるために貸与する資金をいう。 る入学金その他の一時的な費用に充てるために貸与する資金をいう。 (4) 略 (4) 略 (5) 高等学校の専攻科 学校教育法第58条第1項及び第2項に規定す る高等学校の専攻科をいう。 (5) • (6) 略 (6) • (7) 略 (資格) (資格) 第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当 第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当 する者とする。 する者とする。 (1) 高等専門学校の第4学年若しくは第5学年, 専修学校の専門課程 (1) 高等専門学校の第4学年若しくは第5学年、高等学校の専攻科、専 (修業年限が2年以上であるものに限る。以下同じ。) 又は大学に在 修学校の専門課程(修業年限が2年以上であるものに限る。以下同 学している者 じ。) 又は大学に在学している者 (2) 略 (2) 略 (3) 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で当該生徒又は学 (3) 父母等(当該生徒又は学生が成年に達していない場合にあってはそ 生を現に監護するものをいう。以下同じ。)が市内に住所を有してい の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で当該生徒又は学 生を現に監護するものをいう。以下この号において同じ。), 当該生 る者である者 徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生が成 年に達した日においてその保護者であった者をいう。以下同じ。)が 市内に住所を有している者である者 (4) 略 (4) 略 2 入学準備金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当 2 入学準備金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当 する者とする。 する者とする。 (1) 専修学校の専門課程又は大学への入学を予定している者 (1) 高等学校の専攻科、専修学校の専門課程又は大学への入学を予定し

備考

(2) 略

(3) 保護者が市内に住所を有している者である者

(4) 略

3 略

(奨学資金の額)

|第4条 奨学金の額は,次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について,そ|第4条 奨学金の額は,次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について,そ れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

旧

,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	学校	奨学金の額
高等専門学校の	第4学年及び第5学年	月額20,000円
専修学校の専門	課程	月額30,000円
大学	国立及び公立	月額30,000円
	私立	月額40,000円

2 入学準備金の額は、生徒又は学生が入学を予定している次の表の左欄に掲 2 入学準備金の額は、生徒又は学生が入学を予定している次の表の左欄に掲 学生が貸与を希望する額とする。

	, - •			
学校		入学準備金の限度額		
専修学校の専門課程	星	300,000円		
大学	国立及び公立	300,000円		
	私立	500,000円		

(奨学資金の貸与の停止等)

- 廃止し、又は奨学資金の貸与の決定を取り消すものとする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 保護者が市外に転出したとき。
 - $(4) \sim (9)$ 略

ている者

- (2) 略
- (3) 父母等が市内に住所を有している者である者
- (4) 略
- 3 略

(奨学資金の額)

れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

新

72	学校	奨学金の額	
高等専門学校の第4	学年及び第5学年	月額20,	000円
高等学校の専攻科		月額30,	000円
専修学校の専門課程		月額30,	000円
大学	国立及び公立	月額30,	000円
	私立	月額40,	000円

げる学校について、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で当該生徒又は げる学校について、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で当該生徒又は 学生が貸与を希望する額とする。

学校		入学準備金の限度額		
高等学校の専攻科		200,000円		
専修学校の専門課	程	300,000円		
大学	国立及び公立	300,000円		
	私立	500,000円		

(奨学資金の貸与の停止等)

- |第9条||市長は、奨学生又は奨学資金の貸与の決定を受けた者が次の各号のい||第9条||市長は、奨学生又は奨学資金の貸与の決定を受けた者が次の各号のい ずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の貸与を停止し、若しくは」ずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の貸与を停止し、若しくは 廃止し、又は奨学資金の貸与の決定を取り消すものとする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 父母等が市外に転出したとき。
 - $(4) \sim (9)$ 略